

定 款

(平成30年6月23日 第12回通常総会 変更承認)

特定非営利活動法人 麻生里山センター

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 麻生里山センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県高島市朽木麻生に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の森林がもつ多面的、公益的機能を次世代に引き継いでいくため、百年先を見据えた森づくりを推進すると共に、その活用により地域の活性化を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 経済活動の活性化を図る活動
- (13) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (14) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域の歴史や文化・自然環境の調査・記録・保存に関する事業

- ② 山村活性化のための地域おこし事業
 - ③ 琵琶湖の水源に位置するという地理的条件や、優れた自然環境、古い歴史、文化を活かす事業
 - ④ 森林や、自然環境の保全に関する普及、啓蒙事業
 - ⑤ その他第3条の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
- ① バザー、その他物品の販売事業
- 2 前項2号に掲げる事業は、同項第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益を生じた場合は、同項第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 この法人の正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

- 2 代表理事は、前項の入会申込者がこの法人の目的に賛同し、事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の1つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を半年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の各号の1つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) この法人の秩序を著しく害し、又は公序良俗に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 1 理事のうち、1人を代表理事とし、1人以上3人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会に於いて選任する。

- 2 理事及び監事は兼任する事はできない。
- 3 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは、3親等以内の1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、この法人の職員を兼ねることが出来ない。

(理事及び監事の職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は、

代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後に於いても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(次員補充)

第17条 理事または監事の内、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身が故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 3 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第21条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

- 2 賛助会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 入会及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から45日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

ならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会に於いて、出席した正会員から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員数の3分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号、第 44 条、第 45 条第 2 項及び第 46 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中からその会議に於いて選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印のうえ、その議事録をこの法人の事務所において 5 年間備え置く。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及びその収支予算並びにその変更
- (2) 役員の職務及び報酬
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 37 条 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 審議の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選定に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品及び助成金
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(資産の区分)

- 第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

- 第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。
- 2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び活動予算並びに事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業計画及び活動予算は、代表理事が作成し、毎事業年度開始までに理事会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画及び活動予算の変更は、理事会の決議を経て行う。
- 3 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 4 決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第44条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 45 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、総会に出席した正会員数の 2 分の 1 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人又は社団法人、財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 47 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の 2 分の 1 以上の承諾を得、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 雑則

(事務局)

第 48 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要に応じて職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備え付書類)

第 49 条 この法人は、主たる事務所において、定款、認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

- 2 この法人は、毎事業年度始めの 3 ヶ月以内に、前年度における次の書類を作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までのあいだ、主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書
- (2) 役員名簿(前年度において役員であったことがあるもの全員の氏名及び住所又は居所は記載した名簿)
- (3) 前号の役員名簿に記載された者のうち前年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面
- (4) 前年度において正会員であった 10 人以上の者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者氏名)及び住所又は居所を記載した書面

(閲覧)

第 50 条 会員及び利害関係人から前条の閲覧請求があつたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(公告)

第 51 条 この法人の公告は、官報に記載して行ふ。ただし、法 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行ふ。

(細則)

第 52 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

代表理事	小林二郎
副代表理事	玉垣 勝
理事	山本光雄
理事	海老澤秀夫
理事	辻井勝也
理事	中村 哲
理事	吉永 貢
理事	若林 譲
監事	西島億次
監事	川内 明
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定に関わらず、設立の日から平成 19 年 4 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条第 1 項の規定に関わらず、設立総会の定めによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定に関わらず、成立の日から平成 18 年 3 月 31 日とする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員(個人)	入会金	2,000 円	年会費	5,000 円
正会員(団体)	入会金	2,000 円	年会費	10,000 円
賛助会員(個人)	入会金	2,000 円	年会費	3,000 円
賛助会員(団体)	入会金	2,000 円	年会費	6,000 円

7 この法人の設立当初の事務所は滋賀県高島市朽木麻生 481 番地におく。

8 平成 19 年 5 月 1 日に就任する役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、就任の日から平成 20 年 6 月 30 日までとする。